都市計画法第34条の2第1項の規定により協議した次の開発行為に関する工事が完了 しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

令和2年3月19日

京都市長 門 川 大 作

- 1 協議成立の年月日及び番号平成30年3月30日 第10007号令和2年1月30日 変第10008号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称(1工区)

京都市右京区京北周山町中山38番,39番1,39番2(一部),39番4(一部),39番5,42番,42番1,43番1,43番2,43番5,44番2,44番5,44番7,44番8,44番10,48番1,48番2,49番,50番,51番,52番1,52番2,53番,54番1,55番及び56番1,同区京北周山町折谷1番2(一部)及び2番並びに同区京北周山町高梨子11番(一部),11番1,12番,12番2,20番1,21番及び22番1

3 協議成立を受けた者の住所及び氏名 京都市中京区烏丸通り三条下ル饅頭屋町595-3大同生命京都ビル7階 京都市教育委員会 京都市教育長 在田 正秀

(都市計画局都市景観部開発指導課)